

十文字学園女子大学学則

平成24年4月1日学則第1号

平成8年4月1日制定

令和7年6月16日最終改正

第1章 総則

(目的)

第1条 十文字学園女子大学（以下「本学」という。）は、建学の精神「身をきたへ 心きたへて 世の中に たちてかひある 人と生きなむ」に基づき、社会の要請に応じる学術の理論と応用を教育研究することによって、社会・文化の発展に貢献する人間性豊かな人材を育成することを目的とする。

2 本学は、学部・学科の人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的を別表1のとおり定める。

第2章 教育研究組織

(学部及び学科)

第2条 本学に次の学部及び学科を置き、その入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

	入学定員	編入学定員3年次	収容定員
人間生活学部			
健康栄養学科	120名	5名	490名
食物栄養学科	120名	10名	500名
食品開発学科	40名		160名
人間福祉学科	70名		280名
教育人文学部			
幼児教育学科	100名		400名
児童教育学科	60名		240名
心理学科	110名		440名
文芸文化学科	70名	5名	290名
社会情報デザイン学部			
社会情報デザイン学科	70名		280名

(留学生別科)

第3条 本学に留学生別科を置く。

2 留学生別科に関し必要な事項は、別に定める。

(大学院)

第4条 本学に大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

(図書館)

第5条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(センター)

第6条 本学に、センターを置く。

2 センターに関し必要な事項は、別に定める。

(研究所)

第7条 本学に、研究所を置く。

2 研究所に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 修業年限及び学年暦

(修業年限及び在学年限)

第8条 学部修業年限は、4年とする。

2 学生は8年を超えて在学することができない。ただし、第24条第1項及び第2項又は第25条第1項の規定により入学した学生は、第24条第4項又は第25条第3項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

(学年及び授業期間)

第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

(学期)

第10条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第11条 休業日は、次のとおりとする。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

三 学園創立記念日 2月15日

四 春季休業日 3月21日から3月31日まで

五 夏季休業日 8月1日から9月10日まで

六 冬季休業日 12月23日から翌年1月6日まで

2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を変更し、又は休業日に授業（実習を含む。）を課することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第4章 職員組織

(職員組織)

第12条 本学に、次の職員を置く。

- 一 学長及び副学長
- 二 教授、准教授、講師、助教及び助手
- 三 学長が必要と認めたときは、学長補佐を置くことができるものとし、教授又は准教授をもって充てる。
- 四 事務職員、技術職員及びその他必要な職員

(学長の職務)

第13条 学長は本学の校務に関する最終的な決定権及び責任を有する。

(職員の職務)

第14条 職員の職務に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 運営会議

(運営会議)

第15条 本学に、大学及び大学院の運営に関する重要な事項を審議するため運営会議を置く。

- 2 運営会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 全学教育推進会議

(全学教育推進会議)

第16条 本学に、全学教育推進会議を置く。

- 2 全学教育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 教授会

(教授会)

第17条 本学に、教授会を置く。

- 2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 事務局

(事務局)

第18条 本学に、事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 入学

(入学の時期)

第19条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学及び転入学並びに外国人留学生については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第20条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- 三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上あることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- 八 その他本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(入学の出願)

第21条 本学に入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学者の選考)

第22条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第23条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書その他別に定める書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第24条 学長は、第2条の規定により、次の各号の一に該当する女子で、本学への編入学を志願する者には、別に定めるところにより選考の上、相当年次に入学を許可する。

ただし、学科において編入学についての制限を設けたときは、この限りではない。

- 一 大学、短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- 二 大学に2年以上在学し、62単位以上修得した者
- 三 修業年限が2年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時数が1,700時間以上である専修学校の専門課程を修了した者（ただし、学校教育法第90条に規定する

大学入学資格を有する者に限る。)

- 四 文部科学大臣が定める基準を満たす高等学校等の専攻科を修了した者
 - 五 外国において学校教育における14年の課程を修了した者
 - 六 前各号に定める者のほか、法令等で大学に編入学ができると定められた者
- 2 前項の規定に定めるほか、本学への編入学を志願する者については、欠員のある場合に限り、別に定めるところにより選考の上、相当年次に入学を許可することがある。
 - 3 第1項及び前項の編入学志願者に対する取り扱いについては、第21条、第22条及び第23条の規定を準用する。
 - 4 第1項及び第2項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及びその単位数の取り扱い並びに履修すべき授業科目及び在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

(転入学及び再入学)

- 第25条 学長は、大学を卒業した者又は退学した者で、本学に転入学又は再入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより選考の上、相当年次に入学を許可することができる。ただし、学科において転入学についての制限を設けたときは、この限りではない。
- 2 前項の選考に合格した者の入学手続き及び入学許可については第23条の規定を準用する。
 - 3 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及びその単位数の取扱い並びに履修すべき授業科目及び年数については、前条第4項の規定を準用する。

第10章 教育課程

(授業科目の区分、免許、資格)

- 第26条 授業科目の区分は、共通科目及び専門科目に分ける。
- 2 授業科目、履修方法及び単位数は別に定める。
 - 3 教育職員免許状を受けようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び同法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に規定する授業科目及び単位を修得するものとする。
 - 4 保育士資格を得ようとする者は、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)に規定する授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。
 - 5 栄養士の資格を得ようとする者は、栄養士法施行規則(昭和23年厚生省令第2号)に規定する授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。
 - 6 管理栄養士国家試験受験資格を得ようとする者は、管理栄養士学校指定規則(昭和41年文部省・厚生省令第2号)に規定する授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。
 - 7 社会福祉士の受験資格を得ようとする者は、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)に規定する授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。
 - 8 介護福祉士の受験資格を得ようとする者は、社会福祉士及び介護福祉士法に規定する授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。
 - 9 図書館司書の資格を得ようとする者は、図書館法施行規則(昭和25年文部省令第27号)の規定に基づき本学が定める図書館に関する授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

10 学芸員の資格を得ようとする者は、博物館法施行規則（昭和30年10月4日文科科学省令第24号）の規定に基づき本学が定める博物館に関する授業科目を履修し、その単位を取得しなければならない。

11 その他資格取得に関する事項は、別に定める。

（単位数及び履修方法）

第27条 各授業科目の単位数は、次の基準により計算するものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 三 第一号及び第二号の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができ、実施する授業科目については、別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究の授業科目については、学修の成果を評価して4単位とする。

（単位の授与）

第28条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

（他大学等における授業科目の履修等）

第29条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生に他の大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により修得した単位については、教授会の議を経て、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前2項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目をわが国において履修する場合について準用する。

（短期大学及び大学以外の教育施設等における学修）

第30条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位の認定）

第31条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学、再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第29条及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単

位を超えないものとする。

(成績)

第32条 授業科目の試験の成績は、S、A、B、C、Dの5種の標語をもって表し、S、A、B、Cを合格とする。

第11章 休学、転学、転学科、留学、退学及び除籍

(休学)

第33条 疾病その他特別の理由により2カ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第34条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

3 休学期間は、第8条第2項の在学期間に算入しない。

4 休学期間が満了したときは、願い出の有無に関わらず復学となる。ただし、休学期間にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

5 前項に関わらず、疾病又は負傷による休学ののち復学しようとする者は、願い出を提出のうえ、学長の許可を得なければならない。

(転学)

第35条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(転学科)

第36条 本学の学生で、他の学科に転学科（転学部を伴う転学科を含む）を志願する者は、別に定めるところにより相当年次へ転学科することができる。

(留学)

第37条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第40条に定める在学期間に含めることができる。

(退学)

第38条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第39条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が決定し、除籍する。

- 一 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 二 第8条第2項に定める在学年限を超えた者

- 三 第34条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
 - 四 長期間にわたり行方不明の者
 - 五 死亡した者
- 2 前項第一号により除籍となった者が当該除籍の事由となった未納の授業料に相当する額を納付して復籍を願い出た場合は、審査の上、学長がこれを許可する場合がある。
- 3 復籍に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 卒業

(卒業要件)

- 第40条 本学を卒業するためには、4年以上在学し、所定の授業科目について各学科とも124単位以上を修得しなければならない。
- 2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第27条第1項第三号の授業方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

(学位)

- 第41条 前条の要件を満たした者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、次の区分に従い学士の学位を授与する。

人間生活学部

健康栄養学科	学士（栄養学）
食物栄養学科	学士（栄養学）
食品開発学科	学士（食品学）
人間福祉学科	学士（社会福祉学）

教育人文学部

幼児教育学科	学士（教育学）
児童教育学科	学士（教育学）
心理学科	学士（心理学）
文芸文化学科	学士（文学）

社会情報デザイン学部

社会情報デザイン学科	学士（社会学）
------------	---------

第13章 賞罰

(表彰)

- 第42条 学生として表彰に値する行為があった者は、十文字学園女子大学学生表彰規程の定めるところにより、学長がこれを表彰する。

(懲戒)

- 第43条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。
- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

- 三 正当な理由がなくて出席正常でないと認められる者
- 四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第14章 科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第44条 学長は、本学において、特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて、選考の上、科目等履修生として履修を許可することができる。ただし、学科において科目等履修生についての制限を設けたときは、この限りでない。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第45条 学長は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者で、本学において、本学教員の指導の下に研究することを希望する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第46条 学長は、他の大学の学生で、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他の大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第47条 学長は、外国人で、大学において教育を受ける目的を持って入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第15章 検定料、入学登録料、授業料その他の費用

(検定料、入学金、授業料及び教育充実費の金額)

第48条 本学の検定料及び入学金は次のとおりとし、授業料及び教育充実費（以下「授業料等」という。）の金額は別表2のとおりとする。

検定料	35,000円
入学金	250,000円

2 第40条に定める卒業要件を満たす単位が未修得のため、第8条第1項に定める標準修業年限を越えて在学する者のうち、一定の要件を満たす者に係る授業料等については別に定める。

(授業料等の納付)

第49条 授業料等は、年額の二分の一ずつを二期に分けて、前期は4月、後期は10月の指定された期日までに納付しなければならない。ただし、1年次に納付する授業料等に係る納付期限については、別に定めるところによるものとする。

2 特別の事情により授業料等を納めることができない者又は所定の納期に納付が困難な者に対しては、願い出により分納又は延納を許可することがある。

(実験実習費等)

第50条 教育課程において実験又は実習等を含む場合で特に必要がある場合には、授業料等とは別に、実験実習費等を徴収することがある。

(復学等の場合の授業料等)

第51条 前期又は後期の中途において復学又は入学した者は、復学又は入学した月から当該期末までの授業料等を復学又は入学した月に納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料等)

第52条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料等を納付するものとする。ただし、第49条第2項の規定の適用を受ける者についてはこの限りでない。

(退学、除籍及び停学の場合の授業料等)

第53条 前期又は後期の中途で退学し又は除籍された者の該当期分の授業料等は徴収する。

2 停学期間中の授業料等は徴収する。

(休学の場合の授業料等)

第54条 休学を許可され又は命じられた者については、休学期間中の授業料等を免除する。

2 前項の規定にかかわらず、学期の途中で休学した者については、当該学期の授業料等は徴収する。ただし、休学後に復学した者については、納付された授業料等のうち、当該学期における休学期間中の授業料等に相当する額を復学後の授業料等に充当する。

(検定料、入学金、授業料等の免除及び徴収の猶予)

第55条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、修学に熱意があると認められる場合又はやむを得ない事情があると認められる場合等には、検定料、入学金、授業料等の全部又は一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。

2 検定料、入学金、授業料等の免除及び徴収の猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(納付した検定料等)

第56条 第21条及び第23条第1項の規定により納付した検定料及び入学金は原則として返付しない。

(科目等履修生、研究生及び特別聴講学生の授業料等)

第57条 科目等履修生、研究生及び特別聴講学生の検定料、登録料及び授業料に関し必要な事項は、別に定める。

第16章 公開講座

(公開講座)

第58条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第17章 点検評価等

(点検評価等)

第59条 本学は、教育研究水準の向上を図り、大学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

第18章 学則の変更

(学則の変更)

第60条 この学則に変更の必要が生じたときは、学長は、教授会の議を経て変更することができる。

附 則

1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。

2 平成8年度から平成11年度において社会情報学部社会情報学科の収容定員は第3条第1項の規定にかかわらず次のとおりとする。

平成8年度	180名
平成9年度	370名
平成10年度	585名

附 則

1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。

2 平成12年度から平成15年度において社会情報学部コミュニケーション学科の収容定員は第3条第1項の規定にかかわらず次のとおりとする。

平成12年度	145名
平成13年度	290名
平成14年度	445名

附 則

1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。

- 2 平成14年度から平成16年度において人間生活学部の収容定員は第3条第2項の規定にかかわらず次のとおりとする。

	幼児教育学科	食物栄養学科
平成14年度	100名	80名
平成15年度	200名	160名
平成16年度	300名	250名

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は平成16年4月1日から施行する。
2 平成16年度から平成18年度における社会情報学部の収容定員は第3条第1項の規定にかかわらず次のとおりとする。

	社会情報学科	コミュニケーション学科
平成16年度	735名	585名
平成17年度	670名	570名
平成18年度	640名	555名

- 3 平成16年度から平成18年度における人間生活学部人間福祉学科及び人間発達心理学科の収容定員は第3条第2項の規定にかかわらず次のとおりとする。

	人間福祉学科	人間発達心理学科
平成16年度	60名	80名
平成17年度	120名	160名
平成18年度	185名	240名

附 則

- 1 この学則は平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は平成17年4月7日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は平成18年4月1日から施行する。
2 平成17年度以前に入学した学生に係る授業料は、改正後の第44条の規定にかかわらずなお従前のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は平成18年4月1日から施行する。
2 平成18年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者及び平成19年度までの編入学者に係る授業科目、履修方法及び単位数については、改正後の第23条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は平成18年3月2日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は平成19年4月1日から施行する。
2 平成19年度から平成21年度における人間生活学部児童幼児教育学科幼児教育専攻及び児童教育専攻、ならびに幼児教育学科の収容定員は第3条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

児童幼児教育学科	幼児教育専攻	児童教育専攻
平成19年度	140名	50名
平成20年度	280名	100名

平成21年度	410名	150名
幼児教育学科		
平成19年度	300名	
平成20年度	200名	
平成21年度	100名	

附 則

- 1 この学則は平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は平成19年4月1日から施行する。

- 2 第45条第1項に定める授業料及び施設費の納付期日については、平成19年度入学者から適用し、平成18年度以前に入学し、引き続き在学する者及び平成20年度までの編入学者については従前のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

- 2 平成21年度から平成23年度における社会情報学部社会情報学科の収容定員は、第3条第1項の規定にかかわらず次のとおりとする。

	社会情報学科	コミュニケーション学科
平成21年度	580名	515名
平成22年度	550名	490名
平成23年度	520名	470名

- 3 平成21年度から平成23年度における人間生活学部食物栄養学科及び人間発達心理学科の収容定員は、第3条第2項の規定にかかわらず次の通りとする。

	食物栄養学科	人間発達心理学科
平成21年度	380名	335名
平成22年度	420名	350名
平成23年度	460名	360名

- 4 第20条第1項及び第44条第1項に定める入学登録料（入学金）については、平成21年度に入学する者から適用する。

- 5 平成20年度以前に入学した者に係る授業料は、改正後の第44条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、社会情報学部社会情報学科、コミュニケーション学科、人間生活学部児童幼児教育学科、食物栄養学科、人間福祉学科、人間発達心理学科は、第2条の規定にかかわらず、平成23年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 2 第2条に規定する第3年次編入学定員については、平成25年4月1日から施行する。
なお、社会情報学部社会情報学科、コミュニケーション学科、人間生活学部児童幼児教育学科幼児教育専攻、食物栄養学科、人間福祉学科、人間発達心理学科の第3年次編入学に係る学生募集は、平成25年度から停止する。

- 3 平成23年度から平成25年度における人間生活学部の収容定員は、第2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

	幼児教育学科	児童教育学科	人間発達心理学科	食物栄養学科
平成23年度	150名	50名	100名	120名
平成24年度	300名	100名	200名	240名
平成25年度	460名	150名	305名	370名

	人間福祉学科	生活情報学科	メディアコミュニケーション学科
平成23年度	60名	100名	100名
平成24年度	120名	200名	200名
平成25年度	185名	305名	305名

- 4 平成22年度以前に入学した者に係る授業料は、改正後の第48条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は平成23年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は平成25年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第11条第2項に定める授業期間は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は平成26年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は平成26年9月11日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
ただし、人間生活学部人間福祉学科（平成23年度設置）は、第2条の規定にかかわらず、平成27年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 2 第2条に規定する第3年次編入学定員については、平成29年4月1日から施行する。
なお、人間生活学部人間福祉学科（平成23年度設置）の第3年次編入学に係る学生募集は、平成29年度から停止する。
- 3 平成27年度から平成29年度における人間生活学部の収容定員は、第2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

	幼児教育学科	児童教育学科	人間発達心理学科
平成27年度	660名	240名	450名
平成28年度	700名	280名	490名
平成29年度	735名	325名	530名

	人間福祉学科 (平成27年度設置)	人間福祉学科 (平成23年度設置)
平成27年度	100名	190名
平成28年度	200名	130名
平成29年度	305名	65名

	健康栄養学科	食物栄養学科	文芸文化学科
平成27年度	80名	500名	70名

平成28年度	160名	500名	140名
平成29年度	245名	500名	215名

	生活情報学科	メディアコミュニケーション学科
平成27年度	410名	390名
平成28年度	410名	370名
平成29年度	410名	350名

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 社会情報学部社会情報学科、コミュニケーション学科は、平成29年3月27日をもって廃止する。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 人間生活学部児童幼児教育学科、食物栄養学科、人間福祉学科、人間発達心理学科は、平成30年5月28日をもって廃止する。

附 則

- 1 人間生活学部人間福祉学科（平成23年度設置）は、平成31年3月25日をもって廃止する。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
ただし、人間生活学部（平成23年度設置）は、第2条の規定にかかわらず、令和2年3月31日に当該学部在学する者が当該学部在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 2 第2条に規定する第3年次編入学定員については、令和4年4月1日から施行する。
なお、人間生活学部（平成23年度設置）の第3年次編入学に係る学生募集は、令和4年度から停止する。
- 3 令和2年度から令和4年度における各学部の収容定員は、第2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

人間生活学部

健康栄養学科 食物栄養学科 食品開発学科 人間福祉学科

令和 2年度	120名	120名	40名	70名
令和 3年度	240名	240名	80名	140名
令和 4年度	365名	370名	120名	210名

教育人文学部

	幼児教育学科	児童教育学科	心理学科	文芸文化学科
令和 2年度	170名	80名	120名	70名
令和 3年度	340名	160名	240名	140名
令和 4年度	510名	240名	360名	215名

社会情報デザイン学部

	社会情報デザイン学科
令和 2年度	130名
令和 3年度	260名
令和 4年度	395名

- 4 改正前の人間生活学部（平成23年度設置）に入学又は編入学した者に係る入学登録料、授業料、施設費及び実験実習・教育充実費は、改正後の第48条第1項及び第50条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和2年2月20日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和5年2月1日から施行し、令和4年9月8日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
2 令和6年度から令和8年度における各学部の収容定員は、第2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

教育人文学部

	幼児教育学科	児童教育学科	心理学科
令和6年度	610名	300名	470名
令和7年度	540名	280名	460名
令和8年度	470名	260名	450名

社会情報デザイン学部

	社会情報デザイン学科
令和6年度	465名
令和7年度	400名
令和8年度	340名

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 人間生活学部人間福祉学科（平成27年度設置）、健康栄養学科（平成27年度設置）、食物栄養学科（平成23年度設置）及びメディアコミュニケーション学科は、令和6年5月27日をもって廃止する。

附 則

- 1 人間生活学部生活情報学科は、令和6年12月2日をもって廃止する。

附 則

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第48条に定める教育充実費の額は、令和7年度入学生から適用する。
ただし、編入学、転入学及び再入学により入学する学生の教育充実費は、改正後の別表2の規定にかかわらず、当該年次の在学生と同額とする。

附 則

- 1 人間生活学部幼児教育学科（平成23年度設置）及び人間発達心理学科（平成23年度設置）は、令和7年6月16日をもって廃止する。

別表1

人間生活学部
人間生活学部は、建学の精神に基づき、「食・栄養・運動・福祉」を教育研究の中核とし、人々の豊かな生活と健康の保持・増進に寄与するために必要な専門的知識と技能を備え、多様な人々の健康で幸福な【健幸】を支援できる人材を育成することを教育研究上の目的とする。
健康栄養学科
健康栄養学科は、栄養学を基礎として、運動の分野及び食文化の分野に関する専門的知識や技術を習得するとともに、すべての人が生涯にわたり心身ともに健康で、自らの人生を主体的に設計し活躍していくための支援や相談を担う技能と態度を備え、さらに社会の中で健康生活を推進できるリーダーシップを有した人材を育成することを教育研究上の目的とする。
食物栄養学科
食物栄養学科は、人間栄養学に基づいた食・栄養・健康に関する専門的知識・技能と企画力・実践力を備え、人々の生涯にわたる健康と幸福の実現のために社会に貢献できる人間性豊かな食・栄養・健康の専門家を養成することを教育研究上の目的とする。
食品開発学科
食品開発学科は、食の科学をベースとして、開発、おいしさ、安全と安心、機能性、ビジネスの知識を基盤として備え、さらに、【健幸】の支援に寄与することを目指して新たな食品を創造し開発できる人材を育成することを教育研究上の目的とする。

人間福祉学科 人間福祉学科では、人間の幸福な生活を支える社会福祉学を基礎とし、「健康」・「食」・「栄養」という複数の分野と連携しながら、ポジティブでリスク予防的な観点をもって、人間一人一人にとってのQOL（生活の質）向上の追求（追究）を目指して、相談援助・保育・介護に関する知識や技術を実践する能力を備えた人材の養成を、教育研究上の目的とする。
教育人文学部 教育人文学部は、建学の精神に基づき、教育学、心理学、文学を教育研究の中核として、価値や文化が多様化・多元化する中で、年齢や立場、文化的背景の異なりを超え、他者を受容し理解する姿勢を育み、創造と思考を重ねて生涯にわたって成長・発達を続ける人材を育成することを教育研究上の目的とする。
幼児教育学科 幼児教育学科は、「子どもから学ぶ」という基本姿勢のもと子ども一人一人を尊重し、子どもの豊かな育ちを支える感性と知識を有し、家庭・地域・社会の課題に柔軟に対応できる実践力を身につけ、子どもとともに自らも育ち続けようとする意欲をもった人間性豊かな保育者（人材）を育成することを教育研究上の目的とする。
児童教育学科 児童教育学科は、子どもを深く理解し、多様な人と協働するとともに、生涯にわたって学び続ける基本姿勢をもった人材の育成を目指し、大学と地域の学校等での実体験を通した往還的な学びに基づいて、豊かな人間性と教職への強い使命感をもち、学校教育が抱える現代的な諸課題に対応できる実践力を身につけた教員を養成することを教育研究上の目的とする。
心理学科 心理学科は、幅広い専門的な心理学的知見と態度及び技能を具備し、心理学的支援を要する人々に対し、専門知識をもって発達段階に応じた適切な支援のできる人材を育成することを教育研究上の目的とする。
文芸文化学科 文芸文化学科は、人間教育の基盤となることばの力を磨き、文化・芸術を深く洞察して、人として知的に成熟することを目指す人材を育成するとともに、急激に変動する未来社会において、ゆるぎない自己を確立し、相手を慮る力を発揮して、グローバル社会の中で、多様な文化背景を持つ人々と共に生き抜くことのできる心豊かな人材を育成することを教育研究上の目的とする。

社会情報デザイン学部

社会情報デザイン学部は、建学の精神に基づき、多様化・複雑化する社会に対する理解や知識を修得するとともに、生涯にわたって自己研鑽していく態度を修得し、社会に対する自発的な関心のもとに課題を発見し、他者を尊重し互いを認め合いながら協働し、情報を活用しながらよりよい社会を目指した創造、提案ができる人材を育成することを教育研究上の目的とする。

社会情報デザイン学科

社会情報デザイン学科は、これからの社会において必要となる社会・情報・ビジネスに関する知識を有するとともに、自らの興味・関心に基づき課題を発見し、その課題解決に向けて多様な他者の価値観を理解、尊重しながら協働し、柔軟な発想力、企画力をもって、プロジェクトを完遂することができる人材を育成することを教育研究上の目的とする。

別表 2

(単位：円)

区分	名称	1 年次 前期	1 年次後期 2～4 年次前・後期
人間生活学部 健康栄養学科 食物栄養学科 食品開発学科	授業料	400,000	400,000
	教育充実費	120,000	280,000
教育人文学部 幼児教育学科 児童教育学科	授業料	385,000	385,000
	教育充実費	95,000	255,000
人間生活学部 人間福祉学科 教育人文学部 心理学科 文芸文化学科 社会情報デザイン学部 社会情報 デザイン学科	授業料	375,000	375,000
	教育充実費	95,000	255,000